

仙台市郊外住宅地・西部地区まちづくりプロジェクト補助金交付要綱

平成29年3月31日まちづくり政策局長決裁

(総則)

第1条 この要綱は、仙台市郊外住宅地・西部地区まちづくりプロジェクト実施方針（平成29年3月31日まちづくり政策局長決裁。以下「実施方針」という。）第4条第2項に基づき、民間事業主体が実施する実践事業（実施方針第2条第4号の実践事業をいう。以下同じ。）及び調査・検証事業（同条第5号の調査・検証事業をいう。以下同じ。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語は、実施方針で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 補助事業者 第12条の規定により補助金交付の決定通知を受けたものをいう。
- 二 補助事業 第12条の規定により補助金交付の決定通知を受けた事業をいう。
- 三 市税 法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税及び個人市民税（特別徴収）をいう。

(補助対象要件等)

第3条 この補助金の交付対象となる事業、補助対象者、補助対象経費及び補助金の額は別表のとおりとし、次の各号に定める要件を満たすこととする。

- 一 当該補助対象者が納税義務者である場合、申告を行い（申告の義務を有する者に限る。）、かつ、市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- 二 この補助金以外の規則第2条第1号の補助金等が当該事業に交付されていないこと
- 三 補助対象者（共同事業体の場合には、構成員。次号以降において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員がその事業活動を支配する団体ではないこと
- 四 補助対象者が仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）第1条に規定する暴力団等との関係を有していないこと
- 五 補助対象者が宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと

(事業期間)

第4条 事業期間は、事業開始日からその日が属する年度内とする。ただし、市長が必要と

認める場合は、翌年度以降も事業を継続させることができる。

- 2 前項ただし書きの場合における事業期間は、事業開始日の属する年度の初日から起算して3年を超えることができない。

(公募)

第5条 市長は、申請期間、審査日程等を示し、補助金の交付の指定を受けようとするものからの交付指定の申請を受け付けるものとする。

(事前相談)

第6条 補助金の交付の指定を受けようとするものは、次条による交付指定の申請の前に、申請事前相談書(様式第1号)を市長に提出し、事前相談を行うものとする。

(交付指定の申請)

第7条 補助金の交付の指定を受けようとするものは、補助金交付指定申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて、第5条の申請期間内に市長に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 団体概要書
- 三 当該事業に係る収支予算書
- 四 当該事業に係る見積書の写し
- 五 事業進行スケジュール
- 六 申請団体等に係る次の書類
 - ア 定款、規約又は会則等の写し
 - イ 役員名簿及び会員名簿
 - ウ 前年度の活動報告書等これまでの活動状況がわかるもの
 - エ 前年度の収支計算書等これまでの収支状況がわかるもの
 - オ 団体の活動内容がわかるもの
- 七 市税の滞納がないことを証する書類又は市税の納付状況確認に関する承諾書
- 八 消費税及び地方消費税に係る納税証明書(申告義務を有する団体に限る。)
- 九 誓約書
- 十 その他市長が必要と認める書類

(事業審査会)

第8条 補助金の交付の指定を受けようとするものは、市長が開催する事業審査会において、仙台市郊外住宅地・西部地区まちづくりプロジェクト審査会(以下「審査会」という。)の聴取に応じるものとする。

2 審査会の組織、運営等については、別に定める。

(審査基準)

第9条 審査会は、次に掲げる基準により審査を行うものとする。

- 一 地域課題の把握
- 二 先進性・独自性
- 三 実現性・計画性
- 四 事業効果・地域への貢献
- 五 継続性・発展性

(交付の指定)

第10条 市長は、補助金交付指定申請書が到達してから2月以内に、当該申請書等の審査を行い、審査会への意見聴取及び必要に応じて現地調査をした上で、補助金の交付指定を行うものとし、その結果を補助金交付指定審査結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第11条 前条の規定による通知を受けたもの（当該通知を受けたものが同一事業につき複数ある場合には、代表団体を定めた上で、当該代表団体）は、当該通知が到達してから1月以内に、補助金交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の代表団体が補助金交付申請書（様式第4号）を市長に提出する場合には、代表団体が代表であることを証する書類を添えるものとする。

(補助金の交付の決定等)

第12条 市長は、前条の規定による申請が到達してから1月以内に、当該申請に係る書類等の審査を行い、必要に応じて現地調査及び審査会への意見聴取等を実施した上で、補助金の交付の可否を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、補助金交付審査結果通知書（様式第5号）により行うものとする。

(交付の条件)

第13条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をするときは、市長に申請し、その承認を受けること
- 二 補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長に申請し、その承認を受けること
- 三 補助事業を行うために締結する契約は、公正かつ経済性を確保するため、本市が行う契約手続きの取扱いに準拠すること
- 四 補助事業を行うために締結する契約は、補助事業者（共同事業者の場合には、構成員）と資本関係又は人的関係があるものとは、これを行わないこと

五 その他市長が必要と認める事項

(事業の変更等の届出)

第14条 補助事業者は、補助事業内容の変更又は補助対象経費の10分の2以上の増減が生じたときは補助対象事業変更承認申請書(様式第6号)により、補助事業を休止又は廃止したときは補助対象事業休止(廃止)承認申請書(様式第7号)により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の申請に対する承認は、補助対象事業(変更・休止・廃止)承認通知書(様式第8号)により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(申請の取下げ)

第15条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付の決定の通知があった日から1月を経過した日までに補助金交付申請取下書(様式第9号)により行うものとする。

(状況報告等)

第16条 市長は、補助事業の適正な執行を期するため、補助事業者に対し補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の場合において、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、これらの是正を命ずるものとする。

3 市長は、補助事業者が前項の命令に違反した場合、交付の決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業を完了し、中止し、又は廃止したときは、補助事業の活動及び成果を記載した実績報告書(様式第10号)に次の書類を添えて、事業完了の日から14日以内若しくは当該年度の末日までのいずれか早い日までに、市長に報告しなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 当該事業に係る収支決算書
- 三 当該事業に係る契約書の写し
- 四 補助対象経費支出内訳書
- 五 当該事業に係る領収書等支出を証する書類の写し
- 六 当該事業の遂行状況を示す写真
- 七 その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第18条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該申請に係る書類等の審査を行い、必要に応じて現地調査、審査会への意見聴取等を実施した上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による確定の通知は、補助金確定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（是正のための措置）

第19条 市長は、第17条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命ずるものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の交付）

第20条 市長は、補助金を規則第15条ただし書きの規定による概算払により交付できるものとする。

2 補助事業者は、前項の場合においては、第12条に規定する交付の決定の通知があった日から1月以内に、規則第15条の規定による補助金の額を確定した後に補助金を交付する場合においては、第18条に規定する確定の通知があった日から1月以内に、補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第21条 市長は、補助事業者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- 二 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の返還）

第22条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 市長は第18条の規定により事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限等）

第23条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるものを、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供すること（以下「取得財産の処分」という。）をしてはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一から別表第六までに定める耐用年数を経過した場合その他市長が特に必要と認める場合についてはこの限りではない。

一 不動産及びその従物

二 設備及び備品で取得し、又は効用の増加した額が10万円以上のもの

2 前項の承認を受けようとする補助事業者は、理由を記載した承認申請書を市長に提出するものとする。

3 市長は、第1項に規定する取得財産の処分を承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を補助事業者に命ずることができる。

4 前項の規定による承認は、書面により行うものとする。

5 補助事業者は、第1項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（立入検査等）

第24条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（書類の整備）

第25条 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して10年間、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ保存しなければならない。ただし、第23条第1項に規定する取得財産の処分の制限を受ける期間にあっては、証拠書類を保存しなければならない。

（実施細目）

第26条 この要綱の実施に関し必要な事項は、まちづくり政策局長が別に定める。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

（検討）

2 市長は、この要綱の実施後3年以内に、この要綱の実施の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に第12条の規定による交付の決定を受けた事案については、第17条から第25条までの規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成30年11月1日改正)

この改正は、平成30年11月1日から実施する。

附 則 (平成31年4月10日改正)

この改正は、平成31年4月10日から実施する。

附 則 (令和元年7月25日改正)

この改正は、令和元年7月25日から実施する。